

徳島県告示第七百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立男女共同参画交流センター（徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第四条に規定する業務（同条第一号及び第五号に規定する業務のうち同条例第二条第五号に規定する業務に関する業務を除く。）に係る部分に限る。）

二 指定管理者の名称及び事務所所在地

一般財団法人徳島県観光協会

徳島市山城町東浜傍一番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで